

○農林水産省告示第七百十三号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十二号）別表二の付表第三十六のハワイ諸島か
ら発送されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウ
の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次の
ように定める。

平成十二年五月十七日 農林水産大臣 玉沢徳一郎

一 植物及び地域
ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実
であつて、ハワイ諸島のうち、アメリカ合衆国
植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地
区として指定した地域で生産されたものである
こと。

二 輸送方法
船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物（旅
客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は
乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。
以下同じ。）として輸入されたものであること。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施され
たことが植物防疫官により確認されること。

三 生産地における検査及び証明
(一) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査さ
れ、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物
が付着していないことを認め、又は信ずる旨
記載されているアメリカ合衆国植物防疫機関
が発行した植物検疫証明書が添付してあるも
のであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア チュウカイミバエ、ミカンコミバエ種
群及びワリミバエ（以下「ミバエ類」とい
う。）に侵されていないものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒
蒸熱処理施設において生果実の中心温度が四
十七・二度になるまで飽和蒸気で消毒すること。

- 六 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する
おそれがないと認められる材料によりこん包
されていること。
(二) こん包は、ミバエ類の侵入するおそれ
がないと認められる場所で行われているこ
と。
(三) 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ
合衆国植物防疫機関による封印がなされてい
ること。
七 航空携行手荷物の保管場所
航空携行手荷物として輸入される場合にあつ
ては、当該生果実がアメリカ合衆国植物防疫機
関により指定された場所において保管されてい
たものであること。
八 航空携行手荷物の輸入
航空携行手荷物として輸入される場合にあつ
ては、三の(一)の植物検疫証明書又はその写しが
その生果実が輸入される場所に所在する植物防
疫所（支所及び出張所を含む。）へあらかじめ送
付されており、かつ、当該証明書の内容の一部
を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に
貼付されているものであること。
九 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果
実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示
がなされており、かつ、そのこん包には仕向地
が日本である旨の表示がなされていること。